

トライアスリート石田凧帆の後援会規約

第1条 (名称)

本会は、『トライアスリート石田凧帆の後援会』(以下本会という)と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を静岡県浜松市市内に置く。

第3条 (目的)

本会は、石田凧帆(以下本人という)が2020年東京オリンピックにトライアスロン日本代表として出場できるように応援・支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

1. 本会は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。
2. 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援。
3. 本人の選手活動の広報・宣伝活動。
4. 本人の選手活動を支援する為の寄付金及び会費の募集活動。
5. 会員相互の親睦を図る活動。
6. その他本会の目的を達成する為に必要な活動。

第5条 (会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

第6条 (入会および脱会)

1. 会員になろうとするものは、所定の申し込みの上、会費を納入することで会員になることができる。
2. 会費は年会費とし後援会会計年度とし月割りはしない。
3. 年会費は個人2,000円とし法人及び団体は10,000円とする。
4. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
5. 会費の支払期日は当年度の3月末日とする。
6. 会員資格の継続は、支払期日以内に年会費を納めることにより年度会員継続と認められ、翌年も同じ方法をとる。
7. 会員はホームページ上に氏名を掲載するが、匿名でも良とする。
8. 会員が本規定に違反し、または本会の名誉を傷つける行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。
9. 納入された会費は如何なる場合においても返還は行わない。

第7条 (寄付)

1. 本会は会費とは別に寄付金を随時受け取るものとする。
2. 寄付金は後援会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。
3. 寄付金は個人一口1,000円、法人及び団体一口5,000円とし上限は設けない。
4. 寄付人はホームページ上に氏名を掲載するが、匿名でも良とする。

5. 納入された寄付金は如何なる場合においても返還は行わない。

第8条 (遵守事項)

1. 会員、寄付人及び役員は以下の内容に同意し遵守する。
2. 指導方針、指導方法、練習方法、試合の結果に対し本人、コーチ及び家族に口出ししない。
3. 本人を暖かく見守り励ます。
4. 本人や家族に対し、なんら見返りを求めない。

第9条 (活動経費)

1. 本会の維持経費は会費と寄付金で賄う。
2. 目的の為の活動経費使用は、役員うちの3人以上の同意で活動目的のみに使用できる。

第10条 (会計)

1. 本会の事業年度、会計年度は1月1日から始まり12月31日に終わる。
2. 本会の収支報告は会計年度終了後60日以内にホームページ上で公開する。
3. 本会の活動経費は会費と寄付金で賄う。

第11条 (期間と解散)

1. 本会は2020年12月31日をもって解散する。
2. 本人が選手としてオリンピックを目指すことを諦めたと申し出た場合は、当該年度末をもって解散をする。
3. 本人が社会的信頼を失墜する行為を行ったと認められたときは、当該年度末をもって解散をする。
4. 本会の継続を希望する場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。

第12条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 若干名
役員 15名以内
会計 1名
会計監査 1名
2. 役員は無報酬とする。
3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 役員の選任は役員会において決定する。
5. 発足時の役員の任期は2014年12月31日までとする。

第13条 (会議)

1. 総会は会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は会計年度初めに開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。
2. 総会は会長が招集する

3. 役員会は円滑に活動できるように運営を行う。
4. 本規約の施行にあたり細部の規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

第14条(変更)

本規約に変更があった場合は、すみやかにホームページ上で告知するものとする。

(附則)

本規約は平成25年9月8日より施行する。